



MSC EXTENDED PROTECTION

一般契約条件

はじめに

MSC Extended Protection（以下「EPR」）は、MSC Mediterranean Shipping Company SA（以下「MSC」）が提供する新しいサービスです。MSCのFCL貨物およびLCL貨物のためにオーダーメイドされたものです。EPRは保険ではありません。代わりに、MSCと運送契約を締結する商人は、その適格貨物（以下に記載される条件により、広範な物品をカバーする）の貨物輸送に関する契約を締結することができます。商人がEPR協定を締結する場合、MSCは輸送中、商人の適格貨物に損害が発生した場合、貨物価格（CIF価格、プラス10%）に基づく追加費用で、追加の保護を提供します。

EPRに適用される一般契約条件（以下「GTC」という）。

- 1) 定義
- 2) 契約当事者
- 3) サービス申し込み
- 4) サービス未適用
- 5) 保証の否認
- 6) 手続きと制限
- 7) 補償プロセス
- 8) 判例条件、時効、管轄権
- 9) 分離可能性と条件の変化

補足資料1. 特定制限商品の取引条件

補足資料2. ウクライナ発着の輸送

1. 定義

本GTCにおいて、以下の定義が適用されるものとする：

「CIF」とは、商品の原価、保険料および運賃の合計を意味する。

「コンテナ」とは、コンテナ、トレーラー、輸送可能なタンク、平板、パレット、または商品およびそれに接続されたもしくは付属する機器を統合するために使用される類似の物品を意味する。

「EPR」または「Extended Protection」とは、Extended Protection Serviceを意味する。

「除外貨物」とは、第4.4条により詳細に説明されるとおり、EPRの対象とならず、EPRサービスが決して適用されない貨物のカテゴリーを意味する。

「物品」とは、MSC船荷証券またはMSC海上運送状に基づいて運送される貨物の全部または一部を意味する。

「GTC」とは、EPRサービスを規定する本一般利用規約を意味する。

「商人」とは、MSC船荷証券もしくはMSC海上運送状に基づく荷送人もしくは荷受人、またはMSC船荷証券のその他の正当な所持人を意味する。

「MSC」とは、MSC Mediterranean Shipping Company S.A.を意味し、本GTCの目的上、特にアメリカ合衆国およびカナダにおける代理店を含む。

「MSC運送約款」とは、MSC船荷証券またはMSC海上運送状を意味する。

「個人」とは、個人、法人、会社、その他の法人を指す。

「適格貨物」とは、第4.2条で定義される地理的除外の対象となる国を除く全世界において、MSCの船荷証券により運送される、除外貨物及び制限貨物以外の貨物で、商人がEPR料金を支払ったものを指します。MSCの独自の裁量により、特定の制限貨物は、第4.4.3条に基づく適格貨物にも該当する場合があります。いかなる場合においても、適格貨物に除外貨物が含まれることはありません。

「冷蔵貨物」とは、リーファーコンテナで運ぶのに適した貨物を指す。

「制限貨物」とは、第4.4.3条に定める手続に従ってMSCが明示的に別段の合意をしない限り、EPR契約に含まれず、EPRサービスが適用されない貨物のカテゴリーを指します。

「船積み」とは、MSC船荷証券またはMSC海上運送状に基づく貨物の運送を意味する。

「積荷価額」とは、CIF条件に基づく適格貨物の価額に10%を加算したものを意味する。

「船舶」とは、MSC運送約款に記載された船舶、または船級条項の適用を受け、承認された鉄鋼動力船であることを条件として、海上運送のために運送人が利用する代替船舶、フィーダー船、ライター、その他の水上船舶を指す。

2. 契約当事者

2.1 本GTCは、適格貨物の船積みについて、商人がMSCから購入したEPRサービスに適用される。

3. サービスの適用

3.1 適用される損失または損害の原因：EPRサービスは、以下に起因する船積み中の適格貨物に対する損失または損害のカテゴリーにのみ適用されるものとする。

- (i) 海上での戦争リスク
- (ii) 座礁、座礁、沈没、衝突
- (iii) 悪天候
- (iv) 自然災害
- (v) コンテナの穴から水の浸入による湿害
- (vi) 港湾労働者の誤操作
- (vii) 窃盗または盗品
- (viii) または、上記に直接起因する訴訟の費用。

上記セクション3.1 (i)から(viii)に記載された各カテゴリーを、以下、「適格事由」という。

3.2 追加保障：EPRはまた、特定カテゴリーの適格貨物に対する損失もしくは損害、または場合によってはかかる損失に関連する費用について、以下の追加保障を提供する。

- (i) 航空貨物の交換：第 3.1 項に記載された「適格事由」による損失または損害の場合、EPR は、修理および返送のために損傷部品を製造業者に空輸する費用、または供給業者から目的地に交換部品を空輸する費用にも適用されます。
- (ii) 通関損害：税関検査業務を行う政府機関の行為によって適格貨物に対する損失または損害が生じた場合、EPRは当該損失または損害にも適用される。
- (iii) 瓦礫の撤去：第 3.1 項に記載された「適格事由」による損失または損害の場合、EPR は、「適格貨物」からの瓦礫の除去および／または処分の費用にも適用される：(a)公害もしくは汚染、またはその脅威もしくは責任の結果、もしくはそれを防止もしくは軽減するために発生した費用、または(b)船舶もしくは接続する水上船舶からの貨物の撤去費用。いかなる場合においても、MSCは、適格貨物の価値の10%を超える額の瓦礫の撤去または処分について責任を負わないものとします。
- (iv) 燻蒸による損失または損害：適格貨物がMSCの保管・管理下にある間に燻蒸によって適格貨物に損失または損害が生じた場合、EPRも適用される。
- (v) 返送／拒否された貨物：荷受人が適格貨物の引渡しを拒否した場合または引渡しを受けることができない場合、当該適格貨物に対するEPR の適用期間は、当該適格貨物が再び輸送される間延長されますが、当該延長期間は、再び輸送される貨物の運送が 30 日以内に開始されない場合に限り、荷受人が適格貨物の引渡しを受けるべきであった日の翌日から起算して 30 日目に自動的に失効するものとする。

(vi) **共同海損**：共同海損が宣言された場合、下記に記載された原因により損失が生じた場合を除き、適格貨物に関して、EPR購入者に代わって共同海損の損失に必要な拠出金を支払います。

- ・ 商人の故意の不法行為
- ・ 適格貨物の通常の漏出、通常の重量もしくは体積の減少、または通常の損耗
- ・ 適格貨物の梱包が不十分または不適切であったために生じた損失または損害
- ・ 適格貨物の固有の悪質性または性質に起因する損失または損害
- ・ 遅延によって生じた損失または損害
- ・ 兵器または核兵器の使用によって直接または間接的に生じた損失または損害
- ・ 船舶の既知の航行不能
- ・ 適格貨物の自己運送に適さないコンテナまたは運搬具
- ・ 戦争、内乱、反乱、革命、暴動、ストライキ、暴動、内乱、テロ行為によって引き起こされた、または政治的、思想的もしくは宗教的動機から行動する者によって引き起こされた適格貨物の損失または損害
- ・ 捕獲、押収または逮捕に起因する適格貨物の紛失または損害

(vii) **冷蔵温度変化**：冷蔵コンテナで輸送される生鮮品を構成する適格貨物については、EPRは、冷蔵機械の異常、故障または停止に起因する損失、損害または劣化に適用されます。

以下、第3.2条(i)から(vii)に記載された各カテゴリーを「**追加保障原因または費用**」という。

4. サービス未適用

4.1 適用されない損失または損害の原因：EPR サービスは、以下のカテゴリーによって適格貨物に対して引き起こされた損失または損害には適用されないものとし、これらは適格原因または追加保障原因もしくは費用とみなされることはないものとする。

- (i) いかなる方法であれ、加盟店、加盟店の代理人、子会社、下請業者、または加盟店のために行動するその他の者の故意または故意の違法行為に起因する損失または損害；
- (ii) 遅延
- (iii) 本質的な欠陥、品質、悪癖
- (iv) 不十分または不適切なパッキング
- (v) 温度や気圧の変化
- (vi) 通常の漏れ、重量の減少、または摩耗
- (vii) 地政学的事象（国、団体、個人、またはあらゆるものに対する制裁を含む商品、捕獲、押収、逮捕、または内乱
- (viii) 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器、または電磁波兵器（そのような兵器として使用されたか、または何らかの損失や損害を副次的に引き起こしたかを問わない）
- (ix) 放射能汚染
- (x) サイバーリスク
- (xi) 原子力事故
- (xii) 公害と汚染

4.2 EPR除外国：EPR は、以下の除外国、地域、または地域を発着または経由する貨物、またはいかなる物品の運送にも適用されないものとする：イエメン、アフガニスタン、ベラルーシ、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、オデッサ、ウクライナ（クリミア、ドネツク地域）を除く。本GTCのいかなる規定にもかかわらず、EU、スイス、または米国が管理する制裁措置の対象国または地域を発送地または仕向地とする貨物については、MSCが明示的に許可した場合を除き、前述の制裁措置に関する規制を遵守し、特定の条件のもと、EPRの提供を直ちに停止するものとする。

4.3 適用除外貨物：MSC EPR サービスは、以下の適用除外貨物には適用されない（また、MSC の書面による明示的かつ事前の同意がなく、かつ特定の条件の下でなければ、適格貨物とはみなされない）：銀行券、地金、ボート／ヨット、コンテナ、禁制品、通貨、書類、債務の証拠、生鮮品（生鮮果物、野菜、生鮮乳製品など）、危険品（クラス1、2*、3*、7）、有価宝石、宝くじ、生きた動植物、バルク材（数量契約の中でケースバイケースで審査される場合を除く）、原稿；金銭、手形又は硬貨、譲渡可能な証券、旅券、貴金属、貴石、記録、有価証券、切手（食品切手を含む）、武器又は弾薬、並びに違法、不法又はあらゆる方法で禁止されている物品（麻薬、違法物質、密航者、禁制品、及び／又は港湾規則若しくは規制に違反し又は禁止されている物品。

* 4.4.1項の適用を条件として、クラス2,3の危険品にもEPRを適用いただけます。

4.4 制限貨物

4.4.1 以下は制限貨物である：

- (i) 冷蔵商品（生鮮食品を除く）
- (ii) 骨董品および／または美術品
- (iii) 自動車および／またはオートバイ
- (iv) ボートまたはヨット
- (v) 割れ物
- (vi) 危険品（クラス1, 7を除く）441項の適用を条件として、クラス2, 3の危険品にもEPRを適用いただけます。
- (vii) 家財道具および／または身の回り品
- (viii) 1回の発送につき25,000米ドルまでの宝飾品または時計。（1貨物あたり; 25,000米ドルを超える宝飾品または時計は、EPRサービスでは保護できません。）
- (ix) デッキ上の船荷証券商品
- (x) スクラップ
- (xi) 鋼鉄/鉄-シート/コイル/パイプ/棒/ワイヤー
- (xii) 中古および／または再生商品
- (xiii) 荷主所有のコンテナ
- (xiv) 結露が発生しやすい商品

4.4.2 MSC Extended Protectionは、第4.4.3条に定める手続に従って、MSCが書面で明示的に許可した場合を除き、制限貨物には適用されない。

4.4.3 MSC Extended Protectionは、本GTCの付録1に定める特定の条件に従い、特定の種類の制限貨物を適格貨物として扱う効果を持つ制限貨物にも適用することができる。本条に基づく要請の条件及び承認は、MSCの単独の裁量に委ねられる。

4.5 MSC Extended Protectionの適用により、MSCが国際連合決議、スイス、欧州連合、英国、または米国の貿易もしくは経済制裁、法律、または規制に違反する、もしくはその可能性に晒される支払を行うことになる場合、MSC Extended Protectionは適用されないものとする。

4.6 本GTCによって明示的に除外されていない法令上、契約上、またはその他の抗弁は、明示的に留保される。

5. 保証の免責

5.1 MSC Extended Protectionは現状有姿で提供されます。したがって、MSCは、本GTCまたはその他の文書に記載されているMSC Extended Protectionに関する情報および資料の黙示的保証を含むがこれに限定されない、明示的または黙示的な一切の保証を放棄するものとします。加盟店は、かかる情報および資料が不正確または誤りを含む可能性があることを認識し、かかる不正確または誤りに対する責任を、法律が許容する最大限の範囲において明示的に排除するものとします。MSCは、MSC Extended Protectionの利用中に加盟店から提出されたレポートまたはデータの正確性を確認する責任を負いません。

5.2 MSCは、MSC Extended Protectionがお客様の要件をすべて満たすこと、またはその運用が中断されないこと、またエラーが発生しないことを保証致しません。

さらに、MSCは、お客様がMSC Extended Protectionを使用した結果について、その能力、正確性、信頼性、その他いかなる保証も行わず、いかなる表明も行いません。

MSCまたはMSCの正規代理人による口頭または書面による情報、表明、助言は、いかなる保証も生じさせるものではありません。

6. 手続きと制限

6.1 商人が荷送人であり、MSC Extended Protectionの締結を希望する場合、当該商人は、当該適格貨物に関する関連運送契約に基づき、当該適格貨物の船積の総インボイス価額を申告しなければなりません。第6.2条および第6.3条に規定されるとおり、料金は積荷価額に基づく。EPR料金は、マニフェストに記載されるMSCの専用料金コード（EPRとして指定される）を通じて体系化さ

れる。ブッキングの段階で、MSCは原産地、積地、積出港、commodity、コンテナの種類含む情報を要求します。

MSCに運送のブッキングを行った後、MSCのExtended Protectionへの加入を希望される場合は、ブッキング番号と適格貨物のCIF価格をお知らせいただく必要があります。本船が出発地を離れ、本船輸送が開始された後は、MSCのサービスレベルを変更することはできず、MSC Extended Protectionに加入することもできません。

6.2 ドライ貨物の場合：MSCのExtended Protectionに基づき、認定原因、または第3.2条(ii)項(税関損害)、第3.2条(iv)項(燻蒸による損失または損害)、または第3.2条(vi)項(一般平均拠出金)に定める追加強化原因によって生じた認定貨物(冷蔵コンテナ内の認定貨物を除く)の損失または損害に対する補償請求については、MSCの最大賠償責任額は、以下のいずれか少ない方の金額とする：(a)適格貨物に対する損失または損害の実際の金額から救難料を差し引いた金額、または(b)荷送人が申告し、MSC運送約款に明記されている船積価額。

さらに、MSC Extended Protectionの対象となる適格貨物の船積額は、MSC Extended Protection料金の根拠となる以下の17のTrancheのいずれかに該当するものでなければなりません：

直前のTranche 1からTranche 17のリストにおいて、「船積み」とは、適格貨物の船積みを意味する。

さらに、上記のTrancheに規定された事項、または当該Trancheに係るEPR料金の明細は、制限貨物にMSC Extended Protectionを適用することを加盟店が要求した場合には適用されない。

6.2.1 FCL Cargo:

ドライ		
TRANCHE	COMMODITYの価値USD/EUR CIF価格に10%を加算したもの	船積みごとのタリフUSD/EUR
1	0 - 15 000	28
2	15 001 - 30 000	58
3	30 001 - 45 000	85
4	45 001 - 60 000	115
5	60 001 - 75 000	150
6	75 001 - 90 000	170
7	90 001 - 100 000	190
8	100 001 - 150 000	235
9	150 001 - 200 000	375
10	200 001 - 250 000	470
11	250 001 - 300 000	570
12	300 001 - 350 000	660
13	350 001 - 400 000	750
14	400 001 - 450 000	850
15	450 001 - 500 000	950
16	500 001 - 550 000	1 050
17	550 001 - 1 000 000	2 000

直前のTranche 1からTranche 17のリストにおいて、「船積み」とは、適格貨物の船積みを意味する。

さらに、上記のTrancheに規定された事項、または当該Trancheに係るEPR料金の明細は、制限貨物にMSC Extended Protectionを適用することを加盟店が要求した場合には適用されない。

6.2.2 LCL 貨物のみ：最低USD 25で、USD 100の貨物につきUSD 1.5 (CIF+DUTIES+10%)。

*詳細はMSCの代理店までお問い合わせください。

6.3 リーフアー貨物の場合：MSCのExtended Protectionに基づき、認定原因、または第3.2条(ii)税関損害、第3.2条(iv)燻蒸による損失または損害、第3.2条(vi)一般平均拠出金、または第3.2条(vii)(冷凍コンテナの温度変化)に定める追加保障原因によって生じた認定貨物(当該認定貨物が冷凍コンテナに入っている場合)の損失または損害に対する補償請求については、MSCの最大賠償責任額は、以下のいずれか少ない方の金額とする：(a)適格貨物に対する損失または損害の実際の金額から引上げ額を差し引いた金額、または(b)荷送人により申告され、MSC運送約款に記載された船積み価額。さらに、MSC Extended Protectionの対象

となる貨物は、MSC Extended Protection料金が適用される以下の9つのTrancheのいずれかに該当する貨物でなければなりません：

リーファー		
TRANCHE	COMMODITYの価値USD/EUR CIF価格に10%を加算したもの	船積みごとのタリフUSD/EUR
1	0 - 15 000	39
2	15 001 - 30 000	80
3	30 001 - 40 000	115
4	40 001 - 50 000	130
5	50 001 - 60 000	195
6	60 001 - 70 000	220
7	70 001 - 80 000	250
8	80 001 - 90 000	270
9	90 001 - 100 000	350
10	100 001 - 150 000*	525*
11	150 001 - 200 000*	700*
12	200 001 - 250 000*	875*
13	250 001 - 300 000*	1 050*
14	300 001 - 350 000*	1 225*
15	350 001 - 400 000*	1 400*
16	400 001 - 450 000*	1 575*
17	450 001 - 500 000*	1 750*

*これらのTrancheのMSC Extended Protectionは、MSCの代理店による事前の承認が必要であり、オンライン契約ではご利用いただけません。

直前のTranche 1からTranche 17までのリストにおいて、「船積み」とは、適格貨物の船積みを意味する。また、上記のTrancheに定める事項、または当該Trancheに係るEPR料金の明細は、制限貨物にMSC Extended Protectionを適用することを加盟店が要求した場合には適用されない。

7. 補償プロセス

7.1 請求者 MSC Extended Protectionに基づく商人の補償請求は、第7.2条に定める規定に従って、MSCとの間で直接処理されるものとします。

7.2 紛失または損害が発生した場合の対応 MSC Extended Protectionに基づく商人からの補償請求については、以下の規定が適用される：

- (i) 通知および要求の提出期限：加盟店は、配送前または配送時に明らかでない紛失または破損があった場合、または明らかでない紛失または破損については、配送直後から3日以内に特定し、MSCに通知するものとする。
- (ii) コンテナ及び適格物品のインスペクション期限・時間：コンテナによる引渡しの場合、商人は、コンテナおよびそのシールまたは施錠を直ちに検査することを保証するものとします。コンテナが損傷している場合、またはシールが破損もしくは紛失している場合、または船積書類に記載されている以外のシールが施されている状態で引き渡された場合、商人は、引渡受領書に紛失もしくは損傷の可能性のある旨を記載し、その後の識別のためにすべての欠陥もしくは異常のあるシールおよびロックを保管するものとする。
- (iii) 紛失または毀損が明らかな場合：適格貨物に対する紛失または損傷が明らかな場合、商人は、適格貨物の引渡しを受ける前または引渡しを受ける際に、引渡受領書に紛失または損傷の事実を記載し、さらにサーベイするためにすべての梱包資材を保管するものとする。また、商人は、破損した荷物および品目の写真を撮影するものとする。
- (iv) 紛失または毀損が明らかでない場合：紛失または破損が明らかでない場合、当該紛失または破損が発見された場合、販売者は直ちに紛失または破損を記録し、紛失または破損が発見された詳細、特に紛失している物品、および補償予定額をMSCに通知するものとする。加盟店は、梱包または破損した物品を廃棄してはならない。
- (v) MSCの費用負担による専門家：いかなる場合においても、商人は、MSCに直ちに通知し、MSCの費用負担で、適格な専門家による適格貨物の調査を予定し、組織するものとし、また、商人は、調査の目的で適格貨物およびコンテナへの立ち入りを許可するものとする。

(vi) 海上貨物賠償請求の期限と添付書類：EPRに基づく補償の要請を行うために、商人は、(第7.2(i)項から第7.2(v)項に定める) 損失又は損害の適時のMSC への通知に加え、(第7.2(vii)項に定める手続きに従い) 適格貨物及び損失又は損害の補償要請に関する書類一式をMSC に提出しなければなりません。当該書類一式には、少なくとも以下の補助書類が含まれるものとします：

(a) (第7.2(i)項から第7.2(v)項に定める) 損失又は損害の適時のMSC への通知に加え、(第7.2(vii)項に定める手続きに従い) 適格貨物及び損失又は損害の補償要請に関する書類一式をMSC に提出しなければなりません。当該書類一式には、少なくとも以下の補助書類が含まれるものとします：

(b) コマーシャルインボイス；

(c) パッキングリスト

(d) 請求額の内訳を記載した請求書カバーレター。

(e) 配達時の例外を記載した配達受領書。MSCは、状況に応じて追加書類を要求する権利を有し、加盟店はかかる要求に従うものとします。

いかなる場合においても、船会社が、適格貨物の引渡しから30日以内、または、紛失した適格貨物については、適格貨物が引渡されるべきであった日から30日以内に、EPRに基づく補償の申請を提出し、MSCが当該申請およびすべての添付書類を受領しない限り、MSCは、当該申請を検討することはできません。

(vii) リクエストの提出先 加盟店は、すべての要請書および付属書類を以下の宛先に提出するものとする。

epr-claims@msc.com

8. 判例条件、時効、管轄権

8.1 時効：上記第7.2(vi)項に規定されるとおり、いかなる場合においても、EPRに基づく補償請求は、適格貨物の引渡しから30日以内、または紛失した適格貨物については、適格貨物が引渡されるべきであった日から30日以内に、商人が当該請求書およびすべての添付書類を提出し、MSCが受領しない限り、MSCによって検討されることはありません。

当該30日以内に加盟店が添付書類を添えて補償請求を提出することは、EPRサービスに関する訴訟開始の前提条件となる。いかなる場合においても、以下のいずれか短い期間内に訴訟が開始されない場合、MSCは本EPRGTSに基づく一切の責任を免れるものとする：(a) 適格貨物の引渡しから1年、または紛失した適格貨物については、適格貨物が引渡されるべきであった日から1年、または(b) MSC運送約款に定める訴訟開始の期限、のいずれか短い方の期限内に訴訟が開始されない場合、MSCは、本EPRGTSに基づく一切の責任を免れるものとする。

8.2 管轄裁判所：本契約に基づき契約されたEPR サービスがアメリカ合衆国向けまたはアメリカ合衆国からのものである場合は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に専属的に提訴されるものとし、米国法が専属的に適用されるものとする。前述の連邦裁判所が管轄権を欠く場合、EPRに関する賠償請求は、ニューヨーク州郡に所在するニューヨーク州の一般管轄権を有する裁判所に提起されるものとする。加盟店は、上記合意された法廷における加盟店に対する人的管轄権に対する異議を放棄するものとする。加盟店は、本第8.2条に記載されている以外の裁判所において訴訟を提起しないことに同意するものとする。加盟店は、本条項8.2に違反した場合、MSCの弁護士費用および訴訟費用を負担するものとする。

9. 分離可能性と条件の変更、最終契約

9.1 本GTCは分離可能であるものとし、本GTCのいずれかの条項もしくは規定、またはいずれかの条項もしくは規定の一部が何らかの範囲において無効である場合、それはその範囲において無効となりますが、それ以上無効となることはなく、かかる事情は本GTCの他の条項もしくは規定の有効性または執行可能性に影響を及ぼさないものとする。本GTCは、EPRサービスに関する両当事者間の最終契約であり、書面または口頭の如何を問わず、本件に関する従前の合意または了解に優先する。

補足資料 1 - 制限商品

骨董品・美術品 ボート、ヨット 自動車、オートバイ(箱詰め/コンテナ詰めが必要)	壊れ物 家財道具/身の回り品 高価な宝飾品/時計 冷蔵品	船荷証券 商品 中古/再生商品 危険品(クラス1、2、3、7を除く) 木材 中古/再生商品スクラップ 鉄鋼/鉄板/コイル/パイプ/ロッド お客様所有のコンテナ 結露しやすい商品 フレキシバック積載の貨物
--	---------------------------------------	---

骨董品および美術品（HHG/PEを除く）1回の発送につきUSD 50,000 まで

- ・ 外的要因による物理的な損失または損害の場合、EPRを提供します。
- ・ 上記の美術品または骨董品は、評価証明書（商業送り状または鑑定書など）を添付して専門的に梱包されるものとします。
USD 50,000を超える場合は、事前の申請が必要となります。

ボート、ヨット

- ・ ボート/ヨットが標準的なコンテナで輸送されることを条件に、完全なEPRが適用される。

割れ物（陶磁器、陶磁器、水晶、ガラス製品、御影石、大理石、鏡、磁器、陶器、その他壊れやすく壊れやすい性質を持つ類似の製品を含む、

- ・ 外的要因による物理的な損失または損害の場合、その割合にかかわらずEPRを提供するが、下記による損害または損失は除く：
 - 戦争、内乱、革命、反乱、暴動、またはこれらに起因する内乱、もしくは交戦国による、または交戦国に対する敵対行為。
 - 捕獲、押収、逮捕、拘束、拘禁、およびその結果、またはその未遂脅迫。
 - 廃機雷、魚雷、爆弾その他の廃兵器。
 - ストライキ参加者、ロックアウトされた労働者、または労働争議、暴動、内乱に参加する者。
 - テロリスト、悪意を持って行動する者、政治的動機から行動する者。

ブロック&スラブ

- ・ EPRは、船舶の座礁、沈没、火災、衝突に起因する貨物の損害または損失の場合にのみ適用されるものとする。

輸出用に適切に梱包された窓ガラス、板ガラスおよび類似商品

- ・ EPRは、船舶の座礁、沈没、火災または衝突に起因する貨物の損害または損失の場合にのみ適用される。

専門家の梱包の家庭用品および個人用品

- ・ EPRによる保護は、宝石類、貴石、金、地金、貨幣、有価証券、および/または貴重品には提供されない。
- ・ EPR枠組みにおける各払戻し請求には、EPRが適用された時点で定義された保護総額の3%が控除されるものとします。
EPRが加入された時点で定義された各荷証券について、1件につき最低USD250の免責金額で別途保険が付保される。
- ・ すべての家財道具および身の回り品の貨物は、専門家による梱包が施され、EPRによる保護が必要な品目ごとの価額を示す品目目録が添付されていなければならない。

宝飾品/時計 1 件の貨物および/または輸送につき最高 USD 25,000まで

EPRによる保護は、盗難、盗品、不着による損失、損害、費用を除きます。

宝飾品/時計 25,000米ドルを超える価額の貨物はお申し込みが必要です。

冷凍を必要とする貨物で、輸出用に適切に梱包され、リーファーコンテナまたは船舶の冷蔵船倉で輸送されるもの。

EPRは以下をカバーする：

- ・ あらゆる外的要因による物理的な損失または損害の全リスク。ただし、リーファーコンテナに冷蔵貨物が保管されていない場合、冷凍の欠如または欠陥に起因する損失、損害、劣化を除く。
- ・ 冷凍コンテナに収納されている間のみ：冷凍機械および/または断熱材の狂い、故障、停止による、またはこれらに起因する損失、損害、劣化。ただし、かかる故障、停止が連続24時間以上継続する場合に。

条件：

- ・コンテナへの積み込み時に健全な状態にある商品。
- ・EPRの恩恵を受ける商品の輸送に使用されるリーファーコンテナには、ライアンレコーダーまたは同様の温度記録装置を使用しなければならない。

MSCは、リーファー貨物が全輸送期間において同一の冷蔵コンテナ内に留まる場合、EPRによるドア to ドアの保護を提供することができる。

中古品

- ・完全なEPRを提供するが、以下を除く：
 - 機械的および／または電気的および／または電子的な狂い。ただし、保護対象品目またはその梱包に対する外部からの損傷の証拠がある場合を除く。
 - 摩耗、破れ、漸進的な劣化、気候、および／または大気条件、および／または極端な温度による損失または損傷。
 - 破損、ひっかき傷、へこみ、欠け、汚れ、および／または再塗装の費用、さび、酸化、および／または変色。

スクラップ

- ・EPRは、船舶の座礁、沈没、火災、衝突に起因する貨物の損害または損失の場合にのみ適用される。
- ・ただし、以下のものについては、EPRによる保護は一切提供されない：
 - a) ベアリング、ターニング、エンジンブロック、および／またはオイルで覆われたスクラップ。
 - b) 1回の輸送につきUSD 500,000を超える貨物。
 - c) 解散航海のための船舶で行われた貨物。

自動車・二輪車（新車・コンテナ車）

- ・本規約の別段の定めにかかわらず、EPRはコンテナへの積み込みから目的地でのコンテナの積み降ろしまで適用されます。
- ・自動車／オートバイがコンテナに入れられていない場合、または位置決め、荷積み、荷降ろしの目的以外で車両が自力で運転されている間は、EPRは適用されない。

木材

- ・オンデッキの材木は、コンテナ詰めの場合を除き、除外される。コンテナ積みの場合は、EPRが全額適用される。

スチール/鉄-シート/コイル/パイプ/ロッド

- ・以下を除き、完全なEPRを提供しますが、：
 - 錆、酸化、変色による損失、損害、費用、
 - パイプおよびコイルの出荷に伴う、曲げ、ねじれ、端部の損傷。

危険品（クラス1,7を除く）

- ・危険品については、EPRにより完全な保護が与えられるが、常にIMDGコードと併用される。クラス1,7は対象外。一般契約条件4.4項に記載の通り、4.4.1項の適用を条件として、クラス2,3の危険品にもEPRを適用いただけます。

船荷証券の対象となる甲板上の貨物

- ・EPRは、船舶の座礁、沈没、火災、衝突に起因する貨物の損害または損失の場合にのみ適用される。

荷主所有コンテナ

EPRは、公認のリース会社により作成された全損手形、もしくは第三者機関により作成された請求書により裏付けられた修理費用のいずれかに基づき補償を行います。

結露しやすい商品

- EPRの完全な保護が適用されます。

EPRがMSC THERMAL LINERと併用される場合、結露による損失または損害に対する追加保護が提供されます：

- 結露による損失または損害に対するコンテナ1個あたりの最大保護額は50,000米ドル；
- MSCのガイドラインに従ってMSCサーマルブランケットを設置すること；
- 木製パレットを使用しないこと；
- MSC THERMAL LINERの設置および乾燥剤バッグの設置を記録するために撮影された写真。

ーバンニング中の写真

貨物書類の保存（収獲証明書、品質証明書、薫蒸証明書、サーベイレポート（ある場合）その他の書類

フレキシバッグ積載の貨物

- フレキシバッグがMSCまたはMEDLOGもしくはMSCから指定を受けた業者によって供給、装着されたものに限り、EPRが漏出による損失または損害を含めた完全な保護を提供します。
- 上記条件のいずれかが満たされない場合、漏洩による損失または損害はEPR保護から除外されます。

補足資料2-ウクライナ発着の輸送

MSC Extended Protection solution(以下「EPR」)は、オデッサ発着の貨物に適用されます。適用期間はオデッサでの本船への船積み時から、オデッサでの本船からの荷下ろし時までです。

補足資料2の条項が取引約款を逸脱、拡張、修正する場合を除き、取引約款が適用されます。

サービスが適用されない場合

第4.1条適用されない損失または損害の原因は、クリミア、ルハンスクおよびドネツク地域を含むウクライナ国内の内陸輸送に及ぶ。

手続きと制限

ウクライナ領海内の海上における戦争リスクチャージを除くFCL貨物の価格表

- 下の価格表は、第3条第1項および第3条第2項に記載されたカテゴリーを対象としている。3.1および3.2に記載されているカテゴリーを対象としています。

- 6.2.1条の価格表をご参照ください

ウクライナ領海内の海上における戦争リスクチャージを含むFCL貨物の価格。

下の価格表は、第3条第1項および第3条第2項に記載されたカテゴリーを対象としている。3.1および3.2に記載されているカテゴリーを対象としています。

ドライ		
TRANCHE	COMMODITYの価値USD/EUR CIF価格に10%を加算したもの	船積みごとのタリフ USD/EUR
1	0 - 15 000	84
2	15 001 - 30 000	174
3	30 001 - 45 000	255
4	45 001 - 60 000	345
5	60 001 - 75 000	450
6	75 001 - 90 000	510
7	90 001 - 100 000	570
8	100 001 - 150 000	705
9	150 001 - 200 000	1 125
10	200 001 - 250 000	1 410
11	250 001 - 300 000	1 710
12	300 001 - 350 000	1 980
13	350 001 - 400 000	2 250
14	400 001 - 450 000	2 550
15	450 001 - 500 000	2 850
16	500 001 - 550 000	3 150
17	550 001 - 1 000 000	6 000

リーファー		
1	0 - 15 000	117
2	15 001 - 30 000	240
3	30 001 - 40 000	345
4	40 001 - 50 000	390
5	50 001 - 60 000	585
6	60 001 - 70 000	660
7	70 001 - 80 000	750
8	80 001 - 90 000	810
9	90 001 - 100 000	1 050
10	100 001 - 150 000 ¹	1 575
11	150 001 - 200 000 ¹	2 100
12	200 001 - 250 000 ¹	2 625
13	250 001 - 300 000 ¹	3 150
14	300 001 - 350 000 ¹	3 675
15	350 001 - 400 000 ¹	4 200
16	400 001 - 450 000 ¹	4 725
17	450 001 - 500 000 ¹	5 250

¹ MSCのEPRはMSCの各支店による事前の承認が必要であり、オンライン契約ではご利用いただけません。

直前のトランシェ1〜17のリストにおいて、「仕荷」とは、適格貨物の仕荷を意味する。さらに、前述のトランシェまたは当該トランシェに記載のない事柄もEPRを制限貨物にも適用するようMSC各支店が要求した場合、適用されるものとする。

お問い合わせ先

msc.com/extended-protection

